

誤 診

会員から受ける質問の中で最も多いのが「誤診」時の対応です
多くは知人の例を挙げて「自分に同じことが起こったらどう対応すればよいか」との質問をいただきます
今回は骨折を例にあげて考えてみます

【事 例】

ケース1：転倒の際に手をついた（手首骨折）

転倒後何日かしても痛みが引かないと来店。施術者は患部が腫れていなかったことから骨折を疑わず超音波治療等を行う。1週間程度経っても回復しないことに疑問をもった利用者が通院したところ骨折が判明し、病院で10日後に手術を受けることになった。

ケース2：重いものをもち腰がグギッとなった（腰椎圧迫骨折）

施術者はギクッ腰を疑い施術を行った。3日後に利用者からの電話で痛みが引かないので通院したところ圧迫骨折の診断を受けたとの連絡を受けた。

ケース3：スポーツ中に相手選手と接触した（左下腿骨骨折）

「打撲」と診断し来店3日間はアイシング等の処置を中心に対応。症状の改善が見られないため5日目にエコー検査を行い左右差がみられ、整形外科への紹介状を渡し、利用者が通院したところ骨折が判明した。

【対応内容】

『お詫びをするべきか』

診断が誤っていたのであれば、どのような場合もお会いして頭を下げるべきです。その際に自分が行った判断について説明することをお勧めします。何らかの検査を行った場合は、① 検査の内容と目的 ② 検査結果 ③ 検査結果に基づく診断根拠を説明し、検査を行わなかった場合はその理由を説明します。その上で受傷状況の分析が甘かったことや、施術者がくださった診断以外の可能性について説明が疎かであったことをお詫びします。

診断権は本来医師のみに認められるものとされておりますが、本号では便宜的に診断・誤診といった表現を用いております

『慰謝料の請求に対して』

お詫びの方法として金銭の支払が必要かどうかは、賠償責任の有無によるべきです。言いかたを変えると「誤診によって誤った治療を施したことで利用者が不利益を被ったかどうか」です。通院（検査）を指示せず自分の施術にこだわり、必要な医療を請ける機会を妨げた（遅らせた）ことによって症状が悪化または何等かの傷害が残ることになったことが明らかであれば損害賠償が成立し、施術者は賠償責任を負うこととなります。

それに対し、幸いにも利用者が不利益を被らなかったのであれば、損害賠償が成立せず賠償責任を負うことはありません。このような場合も慰謝料という言葉を使い誠意を強要してくる利用者がいます。本会でも数十万～百万円の請求されたと言う話をお聞きしたことがあります。誠意として明らかに常識の範囲を超えた金額の場合は拒否すべきです。



ケース1の場合で考えると手術の実施が遅れたことにより利用者が不利益を被ったかがポイントとなります。病院での検査から手術まで10日間開いていることを考慮すると手術は緊急性を要するものではないことが推測できます。その上で、受傷後から明らかな症状の変化がみられないのであれば誤診による賠償責任はないと主張できると考えます。



施術者の診断を利用者に伝えるのは大切なことです。ただ、不全骨折のような症状の場合、折れた骨がずれていなければレントゲン検査でもわかりにくい場合もあります。骨折の恐れを100%否定することはできないのであれば、施術者の診断と併せて骨折の可能性は必ず伝えたいものです。

2WE POINT

今回は骨折を取り上げましたが、他の症状においても同じことがいえます。
利用者の症状・来店頻度・対応（施術）内容により、いつまでにどの程度の回復が見込まれるかを想定し、回復具合がその想定内かどうか常に確認することが利用者とは本当に向き合うことだと考えます

JHA NEWS

・ 施術トラブル / クレーム 対応無料電話相談 ・ JHANEWSの発行 ・ 会員保障制度など

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者
会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 一般社団法人 日本治療協会

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 郵便事業株式会社 神田支店 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp